

～弱視・斜視の早期発見のため、屈折検査を行います～

3歳児健康診査における屈折検査は、家庭での視力検査^注では発見しづらい弱視などを早期に発見して、適切な治療につなげるための重要な機会となります。

注) 家庭での視力検査とは、健診日までに自宅で行う視力検査のこと。詳細は同封の「自宅で実施する検査の方法と注意事項について」をご参照ください。

○屈折・眼位検査とは（会場で実施します）

屈折測定機器（スポットビジョンスクリーナー）を使用し、眼のピントが合うために必要な度数（屈折）を調べます。椅子に座り、機器と対面する方法で行います。

※機器の性質上、照明を落とした部屋で検査を行います。また、機器から発せられる明るい光を見て行う検査のため、暗室が苦手または光に敏感なお子様は、当日スタッフにご相談ください。検査は30秒～1分程度で終了します。



【屈折・眼位検査で異常がわかったら】

屈折・眼位検査の結果をお渡ししますので、近医の眼科を受診して精密検査を受けましょう。屈折測定機器による検査は、スクリーニング検査であり、診断をするものではありません。そのため、日頃の生活で見え方に問題がなくても、必ず眼科を受診しましょう。

※機器での測定は誤差が生じることがあり、この検査で異常を指摘されても、精密検査では正常となることがあります。

【問い合わせ先】

印西市健康子ども部子ども家庭課母子保健係
TEL：0476-29-5133